

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、令和 4 年 4 月から同年 6 月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 7 月 19 日

山形県監査委員	森	谷	仙	一	郎
山形県監査委員	星	川	純	一	
山形県監査委員	松	田	義	彦	
山形県監査委員	海	老	名	信	乃

## 第 1 監査の概要

### (1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年 4 月県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

### (2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

### (3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

### (4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

## 第 2 監査実施状況

監査は、監査対象機関 16 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
山形工業高等学校	令和 4 年 4 月 26 日	松田委員	—
名古屋屋事務所	令和 4 年 5 月 27 日	森谷委員	海老名委員
病虫害防除所庄内支所	令和 4 年 6 月 6 日	星川委員	松田委員
東京事務所	令和 4 年 6 月 6 日	星川委員	松田委員
鶴岡電気水道事務所	令和 4 年 6 月 6 日	星川委員	松田委員
酒田電気水道事務所	令和 4 年 6 月 6 日	星川委員	松田委員
大阪事務所	令和 4 年 6 月 6 日	森谷委員	海老名委員
最上電気水道事務所	令和 4 年 6 月 6 日	森谷委員	海老名委員
置賜電気水道事務所	令和 4 年 6 月 6 日	森谷委員	海老名委員
農業総合研究センター水田農業研究所	令和 4 年 6 月 23 日	星川委員	松田委員
農業総合研究センター養豚研究所	令和 4 年 6 月 23 日	星川委員	松田委員
港湾事務所	令和 4 年 6 月 23 日	星川委員	松田委員
農林大 学 校	令和 4 年 6 月 23 日	森谷委員	海老名委員
農業総合研究センター畜産研究所	令和 4 年 6 月 23 日	森谷委員	海老名委員
農業総合研究センター園芸農業研究所	令和 4 年 6 月 24 日	森谷委員	海老名委員
村山電気水道事務所	令和 4 年 6 月 24 日	森谷委員	海老名委員

## 第 3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 山形工業高等学校

(イ) 事務執行体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で調定手続の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの  
調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 3件 合計15,577円  
主な事例は以下のとおり

県立学校施設使用料（使用許可に伴う光熱水費）

使用日 令和3年6月19日

調定すべき日 令和3年8月10日

調定日 令和3年9月24日

調定額 5,174円

(ロ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

出力ユニット増設工事

契約金額 1,265,000円

要契約保証金 126,500円

ロ 農業総合研究センター水田農業研究所

(イ) 前年度会計の監査において指摘された収入調定の誤りについて、改善を行っていないもの

(内容)

調定額及び収入額を誤った10万円以上のもの 1件 281,569円

令和元年度産米精算金

誤調定額 111,745円

正調定額 393,314円

差額 281,569円

ハ 港湾事務所

(イ) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

a 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの 2件  
合計142,632円

主な事例は以下のとおり

港湾使用料及び占用料（岸壁使用料）

納期限 令和3年7月15日

納入日 令和3年10月1日

金額 81,504円

b 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円未満のもの 2件  
合計546円

主な事例は以下のとおり

港湾使用料及び占用料（岸壁使用料）

納期限 令和3年5月20日

納入日 令和3年6月28日

金額 375円

## ニ 農林大学校

### (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 1件

講座開催に係る会場使用料

請求日 令和3年4月28日

支払期限 令和3年5月12日

支払日 令和3年8月27日

支出額 2,340円

- b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 2件 合計  
98,711円

主な事例は以下のとおり

後納郵便料金（7月分）

請求書受理日 令和3年8月26日

支払期限 令和3年8月31日

支払日 令和3年9月9日

支出額 42,161円

### (ロ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

県費で支出すべき費用について、職員が私費により支払ったもの 1件

講座開催に係る会場使用料

支出額 16,070円

## ホ 農業総合研究センター畜産研究所

### (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金等の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

設備修繕費用

検査日 令和3年9月7日

請求書受理日 令和4年1月31日

支払日 令和4年2月14日

支出額 615,560円

### (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

## イ 収入

- (イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（農林大学校、農業総合研究センター畜産研究所、農業総合研究センター園芸農業研究所）

ロ 支 出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの（最上電気水道事務所）

(ロ) 報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（農業総合研究センター水田農業研究所）

ハ その他

(イ) 前年度会計の監査において指導された事項について、措置又は改善を行っていないもの（農林大学校）